

2002年10月16日

環境省自然環境局長 殿
国土交通省総合政策局長 殿
農林水産省大臣官房長 殿
衆議院・参議院環境委員会委員 各位

自然再生推進法案の廃案を求める 意見書

(社) 北海道自然保護協会
会長 俵 浩三



先の国会で上程された「自然再生推進法案」(以下「法案」という)は、現在、国会において継続審議とされている。この法案は、過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的としており、地域住民やNPO等の参加の下、河川・干潟・里山等の自然環境の保全・再生・創出等、自然再生に関する施策の総合的な推進を理由として提案されている。

当協会は、自然再生の本来的な理念そのものを否定するものではない。しかし、本法案による自然再生事業には以下の7点に及ぶ重大な欠陥が認められ、それらによって新たな自然破壊に結びつく本末転倒の結果が危惧される。従って、本法案は即座に廃案にすべきことを主張するものである。

1. 廃案とすべき理由

- ① 自然再生に関する根本的な概念、方法や目標が不明確であり、客観的・第三者的に自然再生事業であると判断するシステムがないこと
- ② 自然再生事業の対象とする自然が不明確であり、豊かな自然を破壊する危険性が高いこと
- ③ 自然再生事業が何故、大型工事でなければならないか、その科学的根拠が希薄であること
- ④ 現在行われている環境破壊型の大型公共工事に対する反省がないまま、それとの区別がつかない大型工事になること
- ⑤ 地域住民やNPOが参加する「自然再生協議会」の姿が不明確であり、そこには「選択の公平性を担保する規定がない」こと
- ⑥ 本法案による自然再生事業は、我が国の「生物多様性保全計画」との連携が不明確であり、野生生物への新たな脅威となる危険性が大きいこと
- ⑦ 自然再生事業は現在の法体系の下でも可能であり、上記のように、余りにも不十分な本法案を急いで制定する必要はないこと

2. 理由の解説

- (1) 自然再生に関する根本的な概念、方法や目標が不明確であり、客観的・第三者的に自然再生事業であると判断するシステムがないこと

本法案は、自然再生に関する根本的な概念が不明確である。何をもって自然の再生と言うのか、また、どのような自然を取り戻すのか、さらに、いつまでの時点までさかのぼって自然を再生するのか、方法や目標が極めて不明確である。そのため、本法案が成立すると、事業者が「自然再生事業である」と主張しさえすれば、それだけで「自然再生事業」とされかねない事態が想定される。その事業が本当に自然再生に資する事業なのか、「客観的・第三者的に判断するシステム」がなければ、仮に自然再生に資することのない事業だとしても、その事業を中止させる規制がまったく働かなくなり、歯止めがきかなくなることが想定される。この点は大きな問題である。

- (2) 自然再生事業の対象とする自然が不明確であり、豊かな自然を破壊する危険性が高いこと

本法案における自然再生事業がどのような自然や地域を対象とするのか、それもまた大きな問題となる。例えば、今年度、この法案を先取りする形で予算化された釧路湿原における自然再生事業を見ると、森林伐採や農地開発等によって荒廃した周辺地域や上流地域はまったく対象とされていないので、貴重な自然である湿原本体への土砂流出など周辺からの多大な影響に対して根元的な対策が講じられていない。他方、湿原内を流れる河川を蛇行させる事業は、河川における再生事業としては目立っているが、流域や周辺を含んで考えられたものではなく、逆に、目下では安定していると思われる湿原生態系への新たな影響を生じかねない危険性が危惧される。従って、本法案による自然再生事業は、釧路湿原のように貴重な生物が生活する自然生態系を対象とするのか、または、荒廃が進んだ人工的生態系を対象とするのかによって、その意味には大きな違いが生じる。ちなみに、現在、種々の公共事業は、自然豊かな場所、貴重な自然が残る場所で自然を破壊するからこそ大きな問題とされている。このように事業対象が不明確な点でも、本法案は、従来の過ちを繰り返してしまう大きな問題を含むのである。

- (3) 自然再生事業が何故、大型工事でなければならないか、その科学的根拠が希薄であること

破壊された自然の修復・再生に関する基礎研究は、まだまだ試行錯誤が繰り返され、地域の自然に合った方法が模索されている段階にある。そこでは、小地域・小面積を対象として緻密な回復策が模索され、決して大規模な大型工事が追求されていない。それは、多様な自然に対して一律の方法や大規模な工事では実際に対処できないからである。ところが、本法案の自然再生事業において明らかなのは大型工事になることであり、その科学的根拠は明らかにされ

ていない。ちなみに、「生物多様性国家戦略」でも自然再生事業に触れられているが、そこでは「自然の回復力、自然みずからの再生プロセスを人間が手助けする形で、自然の再生・修復を積極的に進める」と書かれている。そこには、自然再生事業としての一律の方法や大規模な公共事業の形を読みとることができない。

(4) 現在行われている環境破壊型の大型公共工事に対する反省がないまま、それとの区別がつかない大型工事になること

現在の公共工事は、土木工学的な手法により大々的に行われており、環境破壊型の大型公共事業として根本的に見直す時期にある。ところが、本法案は、現在行われている諫早湾干拓や長良川河口堰、川辺川ダムなど、環境破壊型の大型公共工事に対する反省がなく、それとの関連がまったく不明確である。従って、本法案の成立によって、従来の環境破壊型の大型公共工事をさらに拡大・助長するだけに結果し、逆に、我が国の自然環境に対して今後長期にわたる打撃を与える危険性が大きい。すなわち、現状では、従来の環境破壊型公共工事の「看板の掛け替え」に終わると判断される。

壊された自然を人工的に再生することが本当に可能なのかという、根本的な問題もある。いったん破壊された自然は、その再生が至難な現状にあるが、今は、それにどのように緻密に対処すべきかが緊急の課題となっている。本法案のように不明確な考え方では、本来あるべき自然再生は不可能と考えられ、逆に、再生に失敗し将来に長く続く自然への悪影響だけを残すという、悪い結果が十分に想定される。

(5) 地域住民やNPOが参加する「自然再生協議会」の姿が不明確であり、そこには「選択の公平性を担保する規定がない」こと

本法案の売り物として、事業の計画段階から地域住民やNPOが参加することがうたわれている。しかし、それらの人々が参加し、再生事業の主体となる「自然再生協議会」の姿が不明確である。この協議会は、地域住民、NPOの他に、専門家、関係地方公共団体、関係行政機関から構成されるという。しかし、この協議会に関して「選択の公平性を担保する規定がない」ため、参加するNPOや専門家の人選が行政により恣意的に行われる恐れも否定できない。この協議会のメンバーとして、行政や事業者にとって都合の良い団体が恣意的に選択され地元自然を良く知る団体が排除されてしまう危険性、あるいは官僚の天下り先として利用される危険性がある。このように、本法案の売り物の部分でさえ、自然を守る立場からは大きな欠陥を指摘できるのである。

(6) 本法案による自然再生事業は、「生物多様性保全計画」との連携が不明確であり、野生生物への新たな脅威となる懸念が大きいこと

本法案では、その自然再生事業を、生物多様性国家戦略や種の保存法に基づく「生物多様性の保全計画」とどのように連携させるかも不明確である。本法案による自然再生事業が、現状では、生物種の絶滅に新たな脅威となる危険性

が危惧されるのである。

(7) 自然再生事業は現在の法体系の下でも可能であり、上記のように、余りにも不十分な本法案を急いで制定する必要はないこと

自然再生事業が必要な場合、たとえ本法案が成立しない、現在の法体系の下でも、その予算化と実行が可能である。先に述べた釧路湿原の再生事業は、その事業内容に賛否があるものの、予算化された一つである。また、霞ヶ浦では、すでにNPOと国土交通省が共同した再生事業が既存の予算措置で行われている。このように、必要であれば、自然再生は現状でも十分可能である。従って、今、あえて、余りにも不十分な本法案を急いで制定する理由はまったくない。

3. 本法案に代わる提言

前項まで述べたように、本法案には多少の修正では解決できない根元的な問題があり、法案の必要性についても大きな疑問が生じる。多様な視点からの議論が未了である現時点では、本法案の成立は極めて時期尚早である。従って、当協会は、本法案を廃案にすべきであると考えます。

同時に、自然の保護や再生に関して地道な活動を続けている市民、地域住民や環境NPO等をバックアップしながら、彼らから広く十分に意見を聴取する等して、破壊された自然の再生に関して慎重に検討を重ねることを提言する。

もしも、この検討が不十分なまま、本法案が成立し事業が開始されるならば、安易な大型土木工事が自然再生事業の名のもとに行われ、本末転倒な結果、新たな自然破壊をまねく危険性が高いといえよう。

むしろ、今、急ぐべきは、残されている自然をどのようにして保全するのか、また、現に自然破壊を伴って進行しつつある日本各地の公共事業をどのように見直すのか、その見直しプロセスをどうするのかという議論である。今は何をさておき、従来の環境破壊型公共事業について真摯に反省し、公共事業のあり方を根本的に考えることが必要であろう。例えば、北海道では今、日高横断道路建設工事を継続するか中止するかの是非が問題となっているが、本道路建設によって世界遺産候補とまで言われる日高山脈の大自然が破壊されることは明白である。日高山脈においてこのまま破壊が続くならば、自然再生事業による自然回復は到底考えられないのである。